

○白山市松任学習センター条例

平成17年2月1日

条例第96号

(設置)

第1条 市民の生涯学習活動の機会を確保し、文化的な地域社会の創造及び心豊かな市民の育成に資するため、学習施設を設置する。

(名称及び位置)

第2条 学習施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
白山市松任学習センター	白山市古城町305番地

(施設)

第3条 白山市松任学習センター（以下「センター」という。）に次の施設を置く。

- (1) コンサートホール
- (2) ライブシアター
- (3) 研修室

2 センター内に白山市立松任図書館及び白山市松任児童館を設け、その施設の設置及び管理運営に必要な事項は、別に定める。

(指定管理者による管理)

第4条 センターの管理は、法人その他の団体であって、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせる。

(指定管理者が行う業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) センターの使用の許可に関する業務
- (2) 施設及び附属設備等の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、センターの運営に関する業務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

(休館日)

第6条 センターの休館日は、次に掲げる日とする。

- (1) 月曜日。ただし、この日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法

律第178号)に規定する休日に当たる場合は、その翌日

(2) 12月29日から翌年1月3日までの日

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者が特に必要があると認めるときは、白山市教育委員会の承認を得て休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

3 前項の規定によるときは、その旨をセンターの入口に掲示するものとする。  
(使用の許可)

第7条 センターを使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を許可しない。

(1) 秩序又は風紀を乱すおそれがあると認めるとき。

(2) 施設及び附属設備等を損傷するおそれがあると認めるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、管理運営上支障があると認めるとき。

2 前項の規定により使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が、許可事項を変更しようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

3 指定管理者は、前2項の使用を許可するに当たり、管理上必要な条件を付すことができる。

(特別設備等の許可)

第8条 使用者は、センターの使用の際に特別な設備をし、又は備付け以外の器具を使用しようとする場合は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

2 前項の場合に生ずる費用については、使用者の負担とする。

(使用の制限)

第9条 指定管理者は、第7条に規定する使用者以外の者が次の各号のいずれかに該当するときは、入館を拒否し、又は退館させることができる。

(1) 危険物及び汚物を持ち込むとき。

(2) 定められた場所以外で飲食し、若しくは喫煙し、又は火気を使用するとき。

(3) 必要な場所以外に出入りするとき。

- (4) 他人に迷惑を及ぼす行為をするとき。
  - (5) 第7条第1項各号のいずれかに該当すると認められるとき。
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者の指示に従わないとき。
- (使用料)

第10条 使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

- 2 前項の使用料は、許可の際に前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- 3 附属設備等の使用料は、規則で定める。
- 4 市長は、特に必要があると認めるときは、第1項の使用料を減額し、又は免除することができる。
- 5 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めによらない理由で使用できなかった場合には、市長は、その全部又は一部を還付することができる。

(使用権の譲渡等の禁止)

第11条 使用者は、使用の目的を許可なく変更し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用許可の取消し)

第12条 指定管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用を制限し、若しくは停止し、又はその許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
  - (2) 使用許可の条件又は指示に従わないとき。
  - (3) 使用目的に違反したとき。
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が必要と認めるとき。
- 2 前項に規定する措置により使用者が損害を受けても、指定管理者は、その責めを負わない。

(原状回復の義務)

第13条 使用者が、施設の使用が終わったとき又は使用の許可を取り消され、若しくは使用を停止されたときは、直ちに施設を原状に回復しなければならない。

2 使用者が前項に規定する義務を履行しないときは、市長は、使用者に代わり原状に回復する。この場合において、使用者は、その経費を負担しなければならない。

(損害賠償)

第14条 施設又は附属設備等を汚損し、破損し、又は滅失したときは、市長の認定に基づきその損害を賠償しなければならない。ただし、市長において特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の松任市学習センター条例（平成14年松任市条例第4号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成24年9月25日条例第41号）

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 センターの管理を法人その他の団体であって、市長が指定するものに行わせるために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

3 この条例の施行前に改正前の白山市松任学習センター条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の白山市松任学習センター条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成25年12月19日条例第52号）

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の白山市営駐車場条例、白山市文化会館条例、白山市松任学習センター条例、白山市立公民館条例、白山市市民工房うるわし条例、白山市立石川ルート交流館条例、白山市体育施設及び有料公園施設条例、白山市身体障害者・老人福祉センター条例、白山市老人福祉センター条例、白山市松任斎場条例、白山市農林漁業者等健康増進施設条例、白山市農山漁村野外活動施設条例、白山市農村環境改善センター条例、白山市白峰コミュニティホール条例、白山市商工施設条例、白山市観光施設条例、白山市観光宿泊施設条例、白山市スキー場施設条例、白山市吉野工芸の里条例、白山市交流研修施設条例、白山市都市公園条例、白山市市民公園条例及び松任海浜公園パークゴルフ場条例の規定は、この条例の施行の日以後に行う許可又は承認に係る使用料又は利用料金について適用し、同日前に行う許可又は承認に係る使用料又は利用料金については、なお従前の例による。

附 則（平成28年12月20日条例第45号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年6月27日条例第2号）

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の白山市営駐車場条例、白山市営松任駅南複合型立体駐車場条例、白山市民交流センター条例、白山市白峰地域交流センター条例、白山市教育施設使用料条例、白山市文化会館条例、白山市松任学習センター条例、白山市立公民館条例、白山市シーサイド松任条例、白山市吉野谷セミナーハウス条例、白山市松任青少年宿泊研修センター条例、白山恐竜パーク白峰条例、白山市農業体験学習施設条例、白山市体育施設及び有料公園施設条例、白山市福祉ふれあいセンター条例、白山市身体障害者・老人福祉センター条例、白山市民温泉条例、白山市児童館条例、白山市老人福祉センター条例、白山市保健センター条例、白山市健康増進センター条例、白山市松任斎場条例、白山市農林漁業者等健康増進施設条例、白山市農山漁村野外活動施設条例、

白山市農林水産加工販売施設条例、白山市松任グリーンパーク条例、白山市白峰コミュニティホール条例、白山市商工施設条例、白山市観光宿泊施設条例、白山市温泉供給条例、白山市吉野工芸の里条例、白山市交流研修施設条例、白山市白峰温泉総湯条例、白山市松任ふるさと館条例、白山市市民工房うるわし条例、白山市立石川ルーツ交流館条例、白山市呉竹文庫条例、白山市立鳥越一向一揆歴史館条例、白山市松任安楽庵条例、白山市勤労者体育施設条例、白山市都市公園条例、白山市市民公園条例及び松任海浜公園パークゴルフ場条例の規定は、この条例の施行の日以後に行う許可又は承認に係る使用料又は利用料金について適用し、同日前に行う許可又は承認に係る使用料又は利用料金については、なお従前の例による。

別表（第10条関係）

ホール等基本使用料

区分		午前の使用料 (午前9時～ 正午)	午後の使用料 (午後1時～ 午後5時)	夜間の使用料 (午後6時～ 午後10時)	全日の使用料 (午前9時～ 午後10時)
コン サー	ホール	5,190円	7,330円	12,520 円	20,870 円
トホ ール	附 属 施 設				
	第1楽屋	310円	410円	520円	1,040円
	第2楽屋	310円	410円	520円	1,040円
	第3楽屋	410円	520円	620円	1,250円
	第4楽屋	410円	520円	620円	1,250円
ライブシアター		1,570円	2,090円	2,610円	5,190円
研修室A		520円	730円	730円	1,570円
研修室B		520円	730円	730円	1,570円

備考

- 1 使用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合の使用料は、基本使用料に次の割合を乗じて得た額を加算した額とする。
  - (1) 入場料等が3,000円以下の場合 10割
  - (2) 入場料等が3,001円以上の場合 15割
- 2 使用者が営業の宣伝その他これに類する目的をもって無料で入場させ

る場合の使用料は、基本使用料に10割を乗じて得た額を加算した額とする。

3 使用時間を超過し、又は繰り上げて使用しようとするときは、次に掲げる額（10円未満の端数を生じたときは、切り捨てる。）を加算する。

(1) 使用時間を超過する場合は、1時間（1時間未満の端数が生じたときは、1時間に切り上げる。）につき、使用終了時刻の直前の午前、午後又は夜間の各使用時間区分（以下「単位使用時間区分」という。）の基本使用料の3割に相当する額

(2) 使用時間を繰り上げる場合は、1時間（端数の処理は前号と同じ。）につき、使用開始時刻の直後の単位使用時間区分の基本使用料の3割に相当する額

4 単位使用時間区分の間のそれぞれ1時間を使用するときの使用料は、同表備考3各号に規定する超過又は繰り上げの場合の額とする。

5 冷暖房期間中は、基本使用料に前2項で得た額を加算した額の3割に相当する額（10円未満の端数を生じたときは、切り捨てる。）を別に徴収する。

6 使用者が、ホール等をリハーサル、準備等のために使用する場合の使用料は、その使用に係る時間区分に対する基本使用料の6割に相当する額とする。ただし、ホール等における発表等を伴わない練習のために使用する場合は、本項の規定は適用しない。